

作業環境測定：有害物質が二次的に発散する作業場

環境・健康

取り扱う物質の反応・分解などにより、有害な物質が二次的に生成し作業環境中に発散することがあります。労働安全衛生規則では「当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、……等必要な措置を講じなければならない。」と定めています。

二次的に生成する有害物質の当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度になっているかどうかを確認するには、当該屋内作業場について作業環境測定等を行う必要があります。なお、二次的に生成する物質が特定化学物質の場合は、特定化学物質等障害予防規則第5条で定める措置を講じる必要があります。

労働安全衛生規則 第577条（ガス等の発散の抑制）

事業者は、ガス、蒸気、又は粉じんを発散する屋内作業場においては、当該屋内作業場における空気中のガス、蒸気又は粉じんの含有濃度が有害な程度にならないようにするため、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置を設ける等必要な措置を講じなければならない。

kes サポート

課 題	kes サポート
体外ばく露量の把握	個人ばく露モニタリング (時間加重平均濃度の測定、経時的濃度の測定)
体内ばく露量の把握	生物学的ばく露モニタリング (生体試料中有害物質・代謝物等の測定)
体外ばく露の情報	作業環境測定 (作業環境の管理区分)